

相続手続きや資産のことでお悩みはございませんか?

初回のご相談
お見積りは
無料です

- ① 不動産の名義が亡くなった
何代も前の先祖のまま・・・
- ② 預貯金や株券などの
遺産の名義を換えたい
- ③ 親が借金を残して
亡くなってしまった



相続は、どこのご家庭でも避けては通れない問題です。それは財産の多寡とは関係がありません。

2024年4月から相続登記が義務化されました

不動産や預貯金・株券などお持ちでしたら、速やかに名義を書き換えておくことが重要です。放っておくと自分の子や孫の代が手続きをすることになり、時間が経つと手続きは煩雑になっていきます。また、相続人が複数の場合、遺産の分け方についてキチッと文章に残しておくことをお勧めします。話し合いが整わない場合は、裁判所に調停や審判を申し立てることもできます。親が借金だけ残して亡くなった場合は、相続放棄をして借金を次の世代に残さないような手続きも必要となります。



業務内容

- 戸籍・原戸籍・除籍の収集
- 遺産分割協議書の作成
- 財産調査
- 財産目録の作成
- 不動産名義変更
- 預貯金の解約・名義変更
- 株式の移管
- 動産・不動産の売却支援
- 遺品整理
- 法定相続情報一覧図の取得
- 相続放棄
- 3か月を過ぎた相続放棄手続き

——— 速やかな資産の名義変更や手続きを行いトラブルを防ぎます ———

『成年後見人支援』についてもぜひ一度ご相談ください。

法人として、成年後見人に就任することにより適正な財産管理をサポートいたします。

【業務内容】●成年後見申立 ●任意後見人への就任 ●死後事務委任契約 など

わたしたちは、お客様ひとりひとりの人生と組織を守り抜くことを約束します

- 一、お客様の家族や友人と同じ気持ちで寄り添います
 - 一、迅速さ・わかりやすさ・丁寧さを大切にします
 - 一、お客様との末永い信頼関係を築きあげます
- ～わたしたちの姿勢～



代表司法書士
高橋 宗大



そうだい司法書士法人
そうだい行政書士事務所



HP

公式LINEからお気軽にご相談いただけます!

TEL 075-254-5130

info@soudai-office.jp

〒604-8241 京都市中京区三条通新町西入金座町26番地 南部ビル3階